7月・8月のごみ収集日

■お問い合わせ　役場１階　水道環境課　環境衛生係
☎４３－２１１１（内線２１２４）

ごみ出し時間を守りましょう！

可燃ごみ	全地区（午前８時までに可燃ごみ集積所へ出してください）	毎週 火曜日・金曜日

（粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました）

不燃ガラス類 資源ビン類 粗大ごみ	A地区 （不燃ごみ集積所）	7月30日（水）
	B地区 （不燃ごみ集積所）	7月31日（木）

※蛍光管・体温計（水銀式）は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。

不燃金物類 資源カン類 粗大ごみ	A地区 （不燃ごみ集積所）	8月28日（木）
	B地区 （不燃ごみ集積所）	8月29日（金）

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・エアコンは収集しません。㈱橋本または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。

A地区＝八百津（下記の八百津地区以外）・錦織・和知・伊岐津志
B地区＝杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

ペットボトル 食品トレイ 発泡スチロール	B＆G 体育館北側 役場各出張所	8月 3日（日） 午前 8時～ 11時

※ペットボトルは洗浄して、フタを取って出してください。（フタは可燃ごみまたはその他プラです。）
※発泡スチロール製の箱は、宛名ラベルなどを剥がしてください。

がれき類	久田見処分場	毎月第1・第2日曜日 午後12時30分～午後4時
	錦織処分場	毎月第3・第4日曜日 午前9時～午後4時

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外（土砂や岩石）は処分できません。
※業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
※ 300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。（有料）

●ごみの出し方について●

ごみ収集日には、ルールを守って出していただいておりますが、最近苦情としてお聞きするものをお知らせいたします。

❶ごみ袋に自治会名・名前が書かれていないものがある。
❷指定日午前８時以降に出される方がいる。
❸不燃金物ごみの中に小型ガスボンベが入っていた。
❹カセットボンベ、スプレー缶等の中身の入ったものが出された。

❶については、各自が責任をもって出していただくこととなりますので、必ずご記入ください。
❷については、収集業者の収集時間が変更になる場合があり、取り残しが出るため、指定日午前８時までに出してください。
❸については、ささゆりクリーンパークでは処理できないので取扱店等へご相談ください。
❹については、使い切りまたは火気のないところで穴を開けるなどして不燃金物として出してください。

その他プラ	各自治会の 不燃ごみ集積所	7月13日（日）
		7月27日（日）
		8月10日（日）
		8月24日（日）

※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。
ただし、ペットボトルおよび食品トレイ、発泡スチロールは、別に分別収集を行っていますから対象外です。

八百津町ごみ処理手数料
購入補助金
交付申請兼証拠　様
八百津町長

私は、裏面の表記内容（購入日、購入金額、購入店名）を確認し、交付申請、請求及び受領に際し一切の権限を委任します。

㊞

※購入（委任）者名印
※住所（自治会）
※購入（委任）年月日

※は購入（委任）者が記入申印し内容を販売店へ提出下さい。